

令和7年度 都市計画道路3・4・9号
谷津鷺沼線 電線共同溝整備工事

公 告

令和8年3月

習志野市鷺沼土地区画整理組合

習志野市鷺沼土地区画整理組合 公告第7-12号

習志野市鷺沼土地区画整理組合（以下、「当組合」という。）の工事請負規程により、制限付一般競争入札（以下「本入札」という。）の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和8年3月2日

習志野市鷺沼土地区画整理組合
理事長 渡邊 勇



1 制限付一般競争入札（事後審査入札）に付する事項

- (1) 事業名 鷺沼特定土地区画整理事業
- (2) 工事名 令和7年度 都市計画道路3・4・9号
谷津鷺沼線 電線共同溝整備工事
- (3) 工事場所 鷺沼特定土地区画整理事業地内
都市計画道路3・4・9号 谷津鷺沼線
習志野市鷺沼4丁目1805番外
- (4) 工期 契約日の翌日から 令和8年9月30日 まで
 - ① 工事目的 鷺沼特定土地区画整理事業において、電線共同溝工事を行う。
 - ② 工事内容 特殊部2カ所 共同溝管路延長 L=150m
- (5) 支払い条件
 - ① 前払金 あり（100分の40）
 - ② 中間前払金 あり（100分の20）
 - ③ 部分払 なし
- (6) 予定価格 38,280,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (7) 最低制限価格 34,244,100円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 本入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 習志野市入札参加資格者名簿に登載されている者で、土木一式工事、電気工事または電気通信工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けている者であること。

(2) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成12年2月1

日施行)に基づく入札参加除外措置を、本入札の公告日から落札者決定日までの間、受けていない者であること。

(3) 千葉県内に本店を有する者であること。

(4) 土木一式工事、電気工事または電気通信工事について、経営事項審査の総合評定値(P)が、習志野市内に本店を有する事業者は500点以上、千葉県内に本店を有する者は700点以上の者であること。ただし、千葉県内に本店を有する者で、習志野市内に建設業法に基づく許可を得た営業所等を有する者にあつては600点以上の者とする。

(5) 直近10年で、工事が完了し引渡し済んだ、国、地方公共団体または土地区画整理組合等の発注に係る電線共同溝工事を元請けとして2件以上施工した実績のある者であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、本工事に配置すること。

① 常時3カ月以上の雇用関係にある者であること。

② 直近10年で、工事が完了し引渡し済んだ、国、地方公共団体または土地区画整理組合等の発注に係る電線共同溝工事に従事した者であること。

(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

(8) 入札に参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(9) 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 入札参加申請

入札参加を希望する者は、習志野市鷺沼土地区画整理組合事務局にて配布する「事後審査入札参加申請書兼誓約書」（別添）を持参により提出すること。

なお、事後審査入札のため、資格確認に関するその他の資料提出は必要としない。

(1) 提出期間

令和8年3月2日から令和8年3月6日まで

（ただし、午前9時から午後4時までとする。）

(2) 提出先 習志野市鷺沼土地区画整理組合 事務局

(3) 入札参加受付通知

入札参加を確認した場合は、令和8年3月9日午後4時までに、メールまたはFAXにて、入札参加受付通知を送付する。

4 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 設計図書等を示す場所及び日時

① 閲覧場所 習志野市鷺沼土地区画整理組合 事務局

② 閲覧期間 令和8年3月2日から令和8年3月6日まで

（ただし、午前9時から午後4時までとする。）

③ 配布対象 「事後審査入札参加申請書兼誓約書」を提出した者

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、EメールまたはFAXにより提出すること。この場合、必ず電話にて着信を確認すること。

① 提出日 令和8年3月11日まで

- ② 時 間 午前9時から午後4時まで（最終日は正午まで）
- ③ 提出先 習志野市鷺沼土地区画整理組合 事務局
Eメールアドレス nyusatsu@saginuma-kukakuseiri.com
FAX 047-455-3543

なお、質問に対する回答は、令和8年3月13日までにメールまたはFAXにて全事業者に送付する。

5 入札及び開札方法

(1) 入札・開札の日時及び場所

- ① 日時 令和8年3月18日午前10時00分
- ② 場所 習志野市鷺沼土地区画整理組合 事務局

(2) 入札金額

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

また、入札金額は千円未満の端数を処理すること。

(3) 入札及び開札方法

入札者は、「入札書」（別添）を封書し、所定の入札箱に投函すること。また入札者が代理人である場合は、必ず「委任状」（別添）を提出すること。全事業者投函後、速やかに開札を行い、その場で最低価格入札者（落札候補者という。）を公表する。

(4) その他入札に関することについては、当組合の工事請負規程及び習志野市入札約款によるものとする。

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (2) 入札書に記名押印がないとき。
- (3) 入札金額を訂正したとき、又は記載がないとき。
- (4) 記載事項について判読できないとき。

- (5) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理人で委任状を提出しないとき、又は他人の代理をかね若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札者が連合して入札したと認められるとき。
- (8) 習志野市入札約款に定めた行為が認められたとき。
- (9) 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額で入札を行った場合。
- (10) その他、入札に際して不正の行為があったとき、又は特に指定した事項に違反したとき。

8 落札者の決定

- (1) 本入札は、事後審査入札であるため、最低価格入札者（落札候補者という。）は資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者は、開札日の翌日までに、「入札参加資格確認申請書（事後審査入札）」（別添）、その他関係書類を提出しなければならない。なお、この書類を提出しない場合は、落札候補者の資格を失う。
- (3) 入札参加資格が無いと決定された落札候補者は、決定通知を受けた日から3日以内にその理由について説明を求めることができる。
- (4) 入札金額が落札予定価格以下の価格で、最低制限価格を下回らない最低価格の入札者をもって落札候補者と定める。

9 契約の締結

落札者は組合が指定する日までに工事請負契約を締結するものとする。

10 本工事の施工に当たっての留意事項

- (1) 本工事の施工に当たって、下請負契約を締結する場合及び工事に伴う材料、物品、役務の調達に当たっては、存在しない場合を除き、習志野市内に本店を有する者の活用を図らなければならない。
- (2) 本工事に従事する労働者の適正な労働条件の確保について十分配慮すること。
- (3) 本工事の施工に当たって、下請負契約を締結する場合、社会保険等未加入業者と一次下請契約することを原則禁止とする。
- (4) 本工事は、週休2日制適用工事であり、受注者は原則週休2日制で施工することとし、原則、習志野市週休2日制適用工事実施要領（土木等工事）に基づきおこなうこと。

1.1 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) 提出された資格確認資料は、返却しない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に準じて指名停止を行うことがある。
- (5) 本公告に記載する以外の事項については、当組合の工事請負規程及び習志野市入札約款によるものとする。
- (6) 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号のとおりとする。
- (7) 契約保証金については、当組合の工事請負規程及び習志野市工事請負契約約款によるものとする。
- (8) 当組合の工事請負規程は、当組合事務局にて必要に応じて閲覧することができる。

1.2 問い合わせ先

習志野市鷺沼土地区画整理組合 事務局

習志野市津田沼 5-14-24 (旧保健会館3階)

電話 047-455-3542

FAX 047-455-3543

Eメールアドレス nyusatsu@saginuma-kukakuseiri.com